

ひろさきボランティアポイント制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の未来を担う多様な人材が活躍する「みらいの健康」の実現に向け、ボランティア活動参加のきっかけづくり及び活動の継続並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業としての活動を通じた介護予防を推進するためのひろさきボランティアポイント制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ボランティアポイント（以下「ポイント」という。）を付与する対象者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する、15歳以上の者（中学生を除く。）であって、ひろさきボランティアセンター（以下「センター」という。）において、個人ボランティア登録を行った者（以下「個人ボランティア」という。）とする。

(対象活動)

第3条 制度の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、別表に掲げる活動とする。

(制度の利用)

第4条 センターは、制度を利用する個人ボランティアが円滑に活動できるよう、研修を実施する。

- 2 制度を利用しようとする個人ボランティアは、前項の研修を終了したうえで、ひろさきボランティアポイント制度利用同意書（様式第1号）を提出するものとする。
- 3 センターは、前項の同意書の提出があった場合は、ひろさきボランティアポイントカード（以下「ポイントカード」という。）を交付するものとする。
- 4 センターは、ポイントカードの汚損、破損、紛失等の理由により再交付の求めがあったときは、ポイントカードを再交付するものとする。

(受入団体)

第5条 制度を利用する個人ボランティアを受け入れる団体（以下「受入団体」という。）は、あらかじめ市長から指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき指定し、又は却下したときは、ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定・却下決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。
- 4 受入団体は、既に指定を受けた内容について変更するときは、ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、受入団体が次の各号のいずれかに該当したときは、指定を取り消すことができる。
 - (1) 受入団体から個人ボランティアの受入を停止する届出があったとき。
 - (2) 受入団体の運営が著しく適正を欠くと認められたとき。
 - (3) その他指定を取り消すべき事由が認められたとき。
- 6 市長は、前項の規定に基づき受入団体の指定を取り消したときは、ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定取消決定通知書（様式第5号）により、当該受入団体に通知するものとする。

（ボランティアの派遣調整）

第6条 制度を利用する個人ボランティアの派遣調整は、原則としてセンターにおいて行うものとする。

（ポイントの付与）

- 第7条 個人ボランティアが対象活動を行った場合は、1時間の活動につき1ポイントを付与するものとする。
- 2 前項のポイントは、1日当たり2ポイントの付与を上限とする。
 - 3 付与されたポイントは、当該ポイントを付与された本人以外の者へ譲渡及び貸与をすることができない。
 - 4 受入団体は、個人ボランティアが対象活動を行った場合は、センターから貸与されたスタンプを1ポイントにつき1個としてポイントカードに押印するほか、ひろさきボランティアポイント制度活動記録簿（様式第6号）にその活動実績を記録するものとする。
 - 5 受入団体は、前項の記録簿を月毎に作成したうえで、翌月10日までにセンターに提出するものとする。

（ポイントの交換）

- 第8条 個人ボランティアは、本人に付与されたポイントを10ポイント単位で、商品券へ交換の申請をすることができる。
- 2 ポイントの交換は10ポイントを1,000円として算定を行い、1年度内で5,

000円を上限とする。

- 3 ポイントの交換を受けようとする個人ボランティア（以下「申請者」という。）は、ポイントが付与された日の属する年度の翌年度の3月末まで（以下「申請期間」という。）に、ひろさきボランティアポイント交換申請書兼受領書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を審査し、適正と認められたときは、予算の範囲内において、ポイントを商品券と交換するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により商品券の金額を決定したときは、ひろさきボランティアポイント交換・却下決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、申請者が不正な手段によりポイントの交換を受けた場合は、期限を定めて当該交換品又はそれに相当する金額の返還を命じることができる。
- 7 申請期間内に交換の申請がされなかったポイントは無効とするものとする。

（保険の加入）

第9条 対象活動を行なおうとする者は、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 前項の保険加入にかかる保険料は市が負担する。

（秘密の保持）

第10条 制度に基づく活動を行って知り得た個人に関する情報は、第三者に漏らしてはならない。対象活動を終了した後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第3条関係）

分野	区分	活動種別		活動内容		備考
		記号	名称	番号	詳細	
福祉	高齢者関係	A	介護保険事業所 介護保険施設 有料老人ホーム等	1	話し相手	弘前市内の入 所系・通所系 施設に限る
				2	趣味の相手や補助	
				3	お茶出しや食堂内の配膳・下膳等の補助	
				4	身の回りの片づけ	
				5	洗濯物干しや整理補助	
				6	散歩や外出の移動補助	
				7	日々のレクリエーション等の指導及び参加支援	
				8	催事等での特技等の披露	
				9	催事等の運営補助・準備・片づけ等の補助	
				10	職員と共に行なう軽微な屋内活動（共有部分の掃除や片づけなど）	
				11	職員と共に行なう軽微な屋外活動（園芸や畑など）	
				12	その他	
		B	地域包括支援センター	1	認知症カフェの会場設営・撤収	弘前市内の地 域包括支援セ ンターに限る
				2	認知症カフェの運営補助	
				3	認知症カフェでの特技や芸能披露	
				4	その他	
		その他	その他	X	その他	1

様式第1号（第4条第2項関係）

ひろさきボランティアポイント制度利用同意書

私は、ひろさきボランティアポイント制度を利用するにあたり、ひろさきボランティアポイント制度実施要綱第4条第2項の規定に基づき、以下の事項に同意します。

1. 活動にあたっては、ひろさきボランティアセンター及びボランティア受入団体との連絡を密にし、受入先での勝手な言動を慎むこと。
2. 活動中に知り得た個人に関する情報は第三者へ口外せず、活動終了後においても同様とすること。
3. 自身の健康に留意しながら無理のない範囲で活動し、体調維持に努めること。
4. 感染症に罹患し、受入団体関係者に感染する恐れが生じた場合は、速やかにひろさきボランティアセンターへ報告すること。

年 月 日

署名 _____

弘前市長 様

（申請団体）団体名
代表者

ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定申請書

ひろさきボランティアポイント制度利用者の受入団体として指定を受けたいので、ひろさきボランティアポイント制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

受入団体名 (施設名)	フリガナ		
所在地	〒		
電話番号		担当者氏名	
メールアドレス			
活動種別	記号	詳細	

※「活動種別」については、別表の活動種別記号を記号欄に入力してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を詳細欄に記入してください。

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



(センター記入欄)

決 裁				起案月日
課長	課長補佐	係長	係	年 月 日
				決裁月日
				年 月 日
(通知日： 年 月 日)				
<input type="checkbox"/> 申請のとおり指定を決定する。 <input type="checkbox"/> 申請を却下する。(理由：)				

団体名
代表者

弘前市長

ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあったひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 以下のとおり指定する

指定年月日	年 月 日
指定番号	
受入団体名 (施設名)	フリガナ
所在地	〒
活動種別	

2 次の理由により却下する

却下理由	
------	--

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



年 月 日

弘前市長 様

(届出団体) 団体名
代表者

ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定変更届出書

年 月 日付け弘市協収第 号で指定を受けたひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体について、内容の変更をしたいので、ひろさきボランティアポイント制度実施要綱第5条第4項の規定に基づき届出します。

指定番号	
変更箇所	
変更内容	

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



団体名
代表者

弘前市長

ひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体指定取消決定通知書

年 月 日付け弘市協収第 号で指定したひろさきボランティアポイント制度利用者受入団体については、下記のとおり指定を取消したので通知します。

記

指定番号	
受入団体名 (施設名)	
活動種別	

取消年月日	年 月 日
取消理由	

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



ひろさきボランティアポイント制度活動記録簿

指定番号 _____

受入団体名 _____

【 年 月分】

	活動日	個人ボランティア		開始時間	終了時間	ポイント数	活動内容	
		登録番号	氏名				番号	詳細
1	月 日			:	:	P		
2	月 日			:	:	P		
3	月 日			:	:	P		
4	月 日			:	:	P		
5	月 日			:	:	P		
6	月 日			:	:	P		
7	月 日			:	:	P		
8	月 日			:	:	P		
9	月 日			:	:	P		
10	月 日			:	:	P		
11	月 日			:	:	P		
12	月 日			:	:	P		
13	月 日			:	:	P		
14	月 日			:	:	P		
15	月 日			:	:	P		
16	月 日			:	:	P		
17	月 日			:	:	P		
18	月 日			:	:	P		
19	月 日			:	:	P		
20	月 日			:	:	P		

※欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

※「活動内容」については、別表の活動内容番号を番号欄に入力してください。（複数記載可。）「その他」を選択した場合は、具体的な内容を詳細欄に記入してください。

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



_____年 月 日

弘前市長 様

個人ボランティア登録番号 _____
(申請者)氏 名 _____
電話番号 _____

ひろさきボランティアポイント交換申請書兼受領書

ひろさきボランティアポイント制度実施要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおりポイントの交換を申請します。

記

- 1 交換するポイント数 _____ポイント
2 商品券の金額 _____円

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595



(センター記入欄)

決 裁				起案月日
課長	課長補佐	係長	係	年 月 日
				決裁月日
				年 月 日
(通知日： 年 月 日)				
<input type="checkbox"/> 申請のとおり交換を決定する。				
<input type="checkbox"/> 申請を却下する。(理由： _____)				

私は、以下のとおり商品券を受領しました。

商品券の金額 _____円

受領日 _____年 月 日

受領者氏名 _____

申請者

弘 前 市 長

ひろさきボランティアポイント交換・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあったひろさきボランティアポイント交換申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 以下のとおり交換する

ポイント数	ポイント
商 品 券	円

2 次の理由により却下する

却 下 理 由	
---------	--

担当：ひろさきボランティアセンター
電話：0172-38-5595

